

和地ひとみレポート No.111

平成26年東大和市議会第1回定例会：一般質問①行政が設置している標識や設置物について
たかが標識か…行政の意識、組織風土が現れているのでは

■標識や注意書きを立てる意味は

…2月25日から開催されているH26年東大和市議会第1回定例会において、和地ひとみは以下の3つのテーマについて一般質問をおこないました。

- ① 行政が市内に設置している標識や設置物について
ア その種類、管理方法は。
イ 行政が人々に情報やメッセージを送るものについて。
⇒ 標語などが書かれた設置物の設置時期は。
⇒ その内容は現状に合っていると考えるか。
⇒ 今後について。
⇒ 掲示板についての現状認識と今後について。
ウ 行政が設置している標識などについての現状認識と今後について。
- ② 景観について
ア 市の考える景観の重要性は。観光との関連性は。
イ 本年4月より地方分権により10ha以上の風致地区における条例で定める行為の許可に関する権限が東京都から市に移譲される。
⇒ その運用方法についての市の考えは。
⇒ 今後の活用方法についての課題は。
⇒ 花いっぱいまちづくりについて。
- ③ 都の管轄となる景観に関わるエリアについて、どのように都と連携をとり、市が目指す景観づくりを行っているのか。

…市内には、行政が設置した標識、標語などが書かれた看板などが多数あります。これらは、税金を投入して設置されたもの。しかし、市内を見回すと、その設置の目的を果たしていなかったり、管理もされず放置され、市の現状に即しているのか首をかしげたくなるものも多数あります。「行政が市内に設置している標識や設置物について」を質問に取り上げたきっかけは、市役所裏の中央公民館の交差点にある標語の看板。

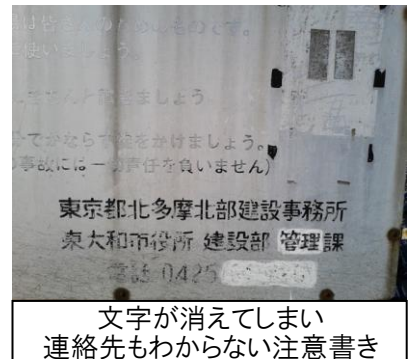
もともと、色あせて標語が識字できないようになっていたことに加え、約1年前に大きく落書きがされていたにも関わらず、何も対処がされていなかったからです。市役所のすぐそばで、職員も必ず見ているはずの看板がこのような状態というのはどういうことなのか。管理方法を確認にすべく今回、質問に取り上げました。



中央公民館の標語看板

■目立たない標識の役割は

…では、市が市内に設置しているものにはどのようなものがあるのかを最初に確認したところ「市が道路管理者として設置している道路標識、通学路などの通行立て看板、公共施設や駐輪所などの利用者への案内板、市民憲章や宣言都市を記載したものがある」



また、「管理については所管部署が行っている」との市長答弁でした。

…まず、設置物として「人々の安全に関わる」重要なものとして挙げられるのが『標識』です。標識には案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識などがあり、その標識が不明瞭な状態であったり、目につかなかったりした場合は危険が伴うというものです。市が設置している標識の数はいくつなのか、設置が一番古いものはいつごろ設置されたのか、また、現状、その役割が十分果たしている状況にあるのかを確認したところ、古いものとしては「市役所通り」「けやき通り」など道路の愛称標識などで、昭和56年ごろ設置されており、その数については台帳管理をされているもの以外は約56箇所ぐらいではないかとの答弁でした。後に確認する標語などの看板もそうですが、市では多くの設置物を台帳管理せず、一言で言えば「設置して終了」という状態になっているということです。

…公園などには注意書きが多く設置されていますが、その注意書きが良く読めない状態になっていたために、事故が発生した場合の市の対応、法的な立場について確認したところ「施設管理上の瑕疵がないにも関わらず事故が発生した場合は、利用者の自己責任だと理解しているが、注意喚起が必要であったかどうかは、個別具体的な事例でないと判断できないため、弁護士などと相談して対応することになる」との答弁でした。

…東日本大震災の発災により、防災への意識も高まり、市でも防災計画を見直すなどを行っていますが、災害時に必要なものについては「防火水槽」「消火栓」などの標識が挙げられます。多くのものは「赤色」で目立たせることを前提に設置されたものですが、老朽化し、白っぽくなってしまい、目立たないものも多くあります。これらの管理方法について確認したところ「市内には防火水槽は135箇所、消火栓は766箇所設置されている

【裏面につづく】

が、数も多く、風雪の中で劣化しているの、目立たなくなっているものもあると思う」との答弁。その管理方法については「年に一度などといった定期的な点検はせず、適宜、改善を行っている」とのこと。唯一、避難場所誘導標識のみ、委託料を支払って、年に1度点検をしているのみとのことでした。

…市道は正式には市道〇号線という名称ですが、人々が生活するうえで、道案内などの際は道路に設置されている愛称名を使用します。市内の市道愛称標識については、識字はできるものの、古びた感じがするものも多くあり、市のイメージに影響するものと感じます。それらについては「愛称の書かれている板については、識字ができるので役割を果たしていると考え、支柱が茶色く変色している状況は把握している」とのことでした。また、公民館などの入口の曲がり角に設置されている案内板なども非常に古いもの、傾いているものも多くみられるので、どのような状況が市として望ましいと考えているかを確認したところ「市の施設案内板については、そこに辿り着けるという案内をする事が一義的な役割だと認識しているが、落書きがしてあったりすると、この施設はどうなんだろうと感じられてしまうことはいけないことだし、この施設を使ってみたいと思ってもらえることが望ましいと考えている」との答弁でした。

■設置したら終わりなのか

…市内には様々な標語が書かれた看板が設置してあります。例えば、街道沿いや駅前に設置されている青字に白抜き文字の「平和都市宣言」についてうたったもののほか、団体からの寄贈などによって設置されているものもあります。市が独自で設置しているものの種類と数、また、団体からの寄贈などにより設置されたものの種類と数を把握しているかを確認したところ

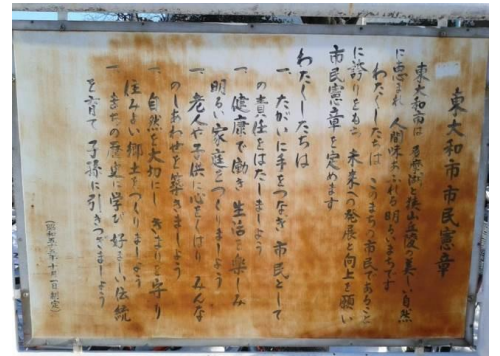
「台帳管理されているもの以外には約200箇所ほどあると思う」との答弁。その数については、台帳管理をしていないが、各担当している課からの報告の数を積み上げとのことでした。…公園にもまったく標語が消えてしまったもの、また、倒れてしまったのか、公園の柵のところに横によけられているものなどがありますが、それらについては、把握しているのか。台帳はないが把握している、職員は知っているというのなら、改善する、倒れたものは回収などすべきではないかと確認したところ、明確な回答は得られませんでした。今後についても、台帳を作るかどうかを含めて望ましい管理の方法を検討したいとのこと。看板が倒れて事故になるなどの危険性もあるのに、あまりにも「やりっぱなし感」が強すぎるのではないかと感じます。



公園に放置されている看板

■職員の意識は？市の姿勢は

…武蔵大和駅そばにも設置されている『市民憲章』は、錆び付いてしまっています。市内にある他のものも綺麗なものは少なく、それを市内に掲げる意味を問いたくなる状態です。その点についての答弁は「市民憲章は昭和55年の市政



サビで読めないような市民憲章

施行10周年を記念して設置されたもの。その当時の時代背景は連帯意識なども強く、その当時、市民の皆様にも親しみを持ってもらうために設置したと認識している」との答弁で、過去のことのように語られました。

市民憲章を市側は大切に、市民の皆さんに知ってほしいと思っているのかを、さらに確認したところ、大切に考えているとのこと。そうであるなら、その目的にあった状態で、市民が目にした時に大切に感じてもらえるような状態を維持する必要があると強く提言させていただきました。

…また、東大和市駅などに掲げてある「平和宣言都市東大和市」「交通安全宣言都市東大和市」というものは、間違いではありませんが、今、市がPRしたいものと合致しているのか。訪れた方、市民に何を伝えたいのか。もう少し、精査する必要があると提言しました。

■本質的な問題は意識と組織風土では

…自宅の前が汚れていれば気付き対処します。企業であれば職場や店舗が汚れていないか常に気にします。市内全体は市職員の職場です。守り、向上させるべき場所です。様々な計画にはまちづくりの目標を明記し、市民に協働を呼びかけても、市内でこのような看板を目にした際、市民はどういうふうを感じるか。市の職員は市内でこのような看板に出会っても、気づかないのか、目にしても自分の部署のものではないから気にしないのか、もしくは、もう見えていないのか。この標識、看板の問題は表面的に出てきている一部に過ぎないと考えます。まずは、職員の意識の問題。そして、30年以上も管理方法もなく、設置したら終了としてしまう、行政の業務への取り組み方の問題。最初にも述べましたが、標識や看板は税金で設置しています。それを設置者としてきちんと管理し、その役目が終わったら撤去する、内容を改修するなどすることは当然のことです。他の行政の業務も同様になっていないか。市長も職員の意識、気付きについては、日々、指導しているとのこと。職員は前向きに取り組んでいるが、その点について更に強く指導していくとのことですので、今後を見守りたいと思います。



東大和市 市議会議員
和地 ひとみ

毎回、最新版の市政報告レポート。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にお伝えします。

「身近なようで知らなかった市政、議会。伝えることがスタートだと思います。」

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP: <http://www.wachi1103.jp>
✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546
〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102